

第4回宮城県環境審議会
環境基本計画策定専門委員会議

日 時：令和2年9月25日（金曜日）

午後1時30分から午後3時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

1 開 会（司会）

- ・開会の宣言（委員 7 人中， 7 人出席）
- ・資料確認及び資料追加（参考資料：仙台市の杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）検討・対応状況に関する資料）

2 あいさつ（安藤 環境生活部次長（技術担当）（以下「安藤次長」））

3 議 事（進行：吉岡 宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議座長（以下「吉岡座長」））

＜吉岡座長＞ 今日では4回目の会議で、後は第5回を残すところとなっているが、そこでは管理指標について議論することとなる。そのため、基本計画については今日でほぼ確定というところまで進めたいと思うので、そういった視点から様々な御意見を頂戴したい。まず、議事（1）について、事務局から説明願う。

（1）「宮城県環境基本計画（第4期）中間案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果について

＜事務局（環境政策課）（以下「事務局」）＞ 資料（資料1から資料3）に沿って説明。

＜吉岡座長＞ パブリックコメントの概要を説明いただいた。個別の意見をどういうふうにも最終案原案に反映させるかについては、この後の議論でも行うが、全体的なところで、このパブリックコメントに対して御意見・御質問はあるか。

＜山田委員＞ 回答内容としてはまとめられた内容でよろしいと思うが、例えば、個別の計画で検討することとなっている箇所には、これから事業化が検討されるものもあれば、既に同類の事業を実施しているものもあると思う。例えばその中で69番の回答を見ると、既に実施している事業もある、という記載もあるので、個別の計画で検討することとなっているものの中で、既に実施している同類事業があれば、そういった回答の補足をしておいたほうが、質問した方々への丁寧な回答になるのではないか。

＜吉岡座長＞ 今の御意見を踏まえて、対応の理由等についてはお答えいただければと思う。それでは、様々な議論はこの後の原案の方でさせていただき、状況によってはパブリックコメントの対応の説明と合わせてということになると思う。

議事（2）について、事務局から説明願う。

(2) 宮城県環境基本計画(第4期)(最終案原案)について

＜事務局＞ 資料(資料4-1及び資料4-2)に沿って説明。

＜吉岡座長＞ パブリックコメント等を受けた修正点も含めて最終案原案について説明いただいた。パブリックコメントを91件受けているが、その4割弱は修正ということで、御意見をできる限り反映した、という言い方もできると思う。委員から御意見・御質問はいかがか。青木委員どうぞ。

＜青木委員＞ パブリックコメントの中身を全て読んだが、非常にまともな意見で、きちんとものを考えて発言されているのがよく分かった。県の最終案についても、理にかなった修正になっていると思う。全体的に非常に良くなったと思うが、細かい点でいくつか気になった部分がある。地球温暖化と気候変動を並列して書いているところが何箇所かあるが、気候変動は地球温暖化を含んでいるので、並列に書くと違和感がある。最初は、地球温暖化が非常に大きな問題で目に付くので、原案の全体で書いていたが、パブリックコメントで気候変動という言葉を入れた方がよいという意見がいくつかあり、それで追加したのだと思うが、気候変動という言葉を入れると地球温暖化と被ってしまうので、気候変動に統一した方が文章としてすっきりするのではないか。もう一つ、エシカル消費という言葉のパブリックコメントで頂き、追加しているが、非常に理にかなった言葉だと思う。一方で、エシカル消費がいったい何を指すのかよく分からないと思うので、他のもののように欄外に枠を設けて解説を入れてほしい。もう一点、44ページの「③天然記念物の保全」について、「天然記念物に指定するとともにその生息地等を含めて保全していきます。加えて、既存指定文化財の適切な保存・活用が図れるよう、その生息地等を含め」とあるが、既存指定文化財というものは、動植物も含むのか。

＜事務局＞ 手元に資料はないが、担当課の方でこのように修正しているものである。

＜青木委員＞ もし含んでいないのであれば、文化財のところから生息地域を外したほうがよいと思う。事務局に確認していただき、御対応いただきたい。

＜吉岡座長＞ 気候変動と温暖化の並列の話と、エシカル消費の説明を欄外に追加する話については、後で事務局からお答えいただきたい。山崎委員どうぞ。

＜山崎委員＞ 気候変動についてはパブリックコメントでも件数が多く、関心が非常に強いと感じた。私も、青木委員と同じく地球温暖化と気候変動が並列でよいのか引っかかっていた。ただ、どう扱えばよいかは迷うところがあり、気候変動には気温上昇も含んでいると考ええると、気候変動の方が大きい言葉に思えるが、一方で地球温暖化によって気候変動が激しくなっているといった言い方をすることもある。また背景として、気候変動という言葉は適応法ができたころから使われるようになってきたものだが、地球温暖化は緩和策の頃に出てきたもので、背景が違うところもある。どちらかという、気候変動には全て含まれているということで賛成だが、一方で、特に緩和策関係では個別計画で温暖化という言葉が使われているところもあるので、その辺を気をつけながら直していただきたい。並列で扱うことには私も違和感がある。

<鳥羽委員> 今出ていた適応策と緩和策について、どこかに解説を入れた方がよいのではないか。

<谷口委員> 地球温暖化と気候変動の並列表現が適切でないという点について、私も同意見である。しかし書き方については、地球温暖化という言葉があった方が県民の共感を得られやすいと思うので、例えば、「地球温暖化などの気候変動」、「地球温暖化を含む気候変動」というように、並列でない表現で両方を含む書き方に変えればよいと思う。

<吉岡座長> 事務局からどうぞ。

<事務局> 県の施策としては、地球温暖化対策ということで以前からやってきており、気候変動適応法が出てきたことで、適応策と緩和策を合わせて車の両輪として温暖化対策を進める、ということが県の取組となっている。そのため、地球温暖化という言葉を外してしまうと、県の取組がストレートに理解されにくいと思うので、地球温暖化という言葉は残したい。その上で、気候変動はさらに大きな概念だということで、書き方を工夫したいと思うが、並列ではなくということなので、谷口委員がおっしゃられたような、「など」や「含む」といった表現でどうか検討したい。

<吉岡座長> 県としても、温暖化対策計画で地球温暖化という言葉も出ており、政策でも出ているので、県民の方も含めた意識の中では温暖化というのは意識されていると思う。逆に、温暖化という用語がなくなることによる意見も出ると思うので、気候変動という言葉と温暖化という言葉の使い方を上手に組み合わせる方法もあるし、谷口委員がおっしゃった方法もあるので、事務局には確認いただき、どのように修正したかについては、事務局と座長で預らせていただき、最終原案としたい。エシカル消費についてはどうか。

<事務局> 分かりやすいように解説を加えたい。緩和策と適応策についても同じように対応する。

<吉岡座長> エシカル消費はここ数年で出てきた言葉であり、知っている人は知っているがなかなか浸透しにくい状況であるため、浸透してくるまでは説明が必要と思う。ほか、いかがか。山田委員どうぞ。

<山田委員> 資料4-2の9ページにある、「新型コロナウイルス感染症の対応」について、少し確認したい。コロナ対策は基本的に保健医療の問題だと思っている。環境基本計画の中で述べるのであれば、新たな感染症によって招かれてしまう環境保全上の問題について、エネルギー消費の問題やごみが増えている問題などを示した方がよいのではないか。このままだと関連付けしにくいと思う。

<事務局> こちらについては、個別の政策の中で記載している。18 ページ、政策1の「現状と課題」の黒丸の1つ目、2行目の後半から4行目にかけて「エネルギー消費量の増加が見込まれる」ことを記載しており、それを受けて19ページの課題の白丸1つ目に、「テレワークなどの多様な働き方によりエネルギー消費量の増加が見込まれるなど、地球温暖化対策を一層進めていく」としている。また22ページの「(1) 地球温暖化対策の更なる推進」で、①の白丸4つ目に「エネルギー消費や二酸化炭素排出削減対策について、テレワークなどの影響を踏まえながら進めること」を追加するとともに、

25 ページの「(3) 徹底した省エネルギーの推進」で、①の白丸1つ目に追加した。ごみの関係については、29 ページ、政策2の「現状と課題」の黒丸1つ目で言及しており、ワンウェイプラスチックの廃棄物増加に関して記載している。また、33 ページの「(1) 3R（発生抑制，再使用，再生利用）の推進に向けた全ての主体の行動の促進」の1段落目の4行目から5行目にかけて、「新型コロナの影響によるテイクアウトの広がり，ワンウェイプラスチックの増加」といったことを記載している。現在はこのようなところで個別に記載しているが，御指摘のように9ページでも少し触れることを検討したい。

<吉岡座長> 中身の個別対策の方へ誘導できるような用語を入れていただきたい，ということだと思うので，対応願う。ほか，いかがか。

<山田委員> 資料4-2の45 ページ，左の段の一番下に，「従来からの技術や知見を用いて生物多様性保全を進めていく」とある。この取組には，地域で生業を営んでいる農畜産業の仕事の支援も含まれると考えてよいのか。

<事務局> 「在来知」という言葉の御意見を頂いており，従来からの活動，民間団体を含めて地域でやってきている活動も大事にしながら，ここに限らず，イノベーションといったものも両方大事にしてほしい趣旨の御意見と受け取っている。御意見の中で，生物多様性保全にもその考え方を，とのことだったので，政策3「(2) 生物多様性の保全， 自然環境の保全・再生」と共通取組「(4) 持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援」の2箇所を追加した。おそらく，山田委員の御指摘のような地域の生業に基づき伝承されてきたものも含まれるのではないかと考えている。

<山田委員> 例えば，景観保全のために棚田を保全するとして，高齢化が進んでいる農家が維持できない場合，協力するボランティアを定期的に募り，棚田を守る活動をしている事例が他の県である。生業として持続ができず，伝承が叶わないのであれば，事業者支援ということもこの文言の中に含まれてよいのではないか。

<事務局> 「民間団体と協働しながら進めていきたい」というところは，共通取組「(3) 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援」の中に含めている。支援ということになると，そちらの方で読んでいただけると考えている。

<吉岡座長> 山田委員がおっしゃっている部分は自然資本との関わりがあり，それについては政策3「(3) 自然資本の活用と価値創造」で書いていると認識している。地域資源の魅力を伝える農林漁業の体験や，その後の産業分野との連携強化ということにつながってくると思う。

<山田委員> 承知した。

<谷口委員> 在来知に言及されたことに共感しており，すごく重要であると思う。67 ページに記載された文章の表現方法についてだが，今の説明では，在来知も活用した，となっており，従来の科学技術やイノベーションも含めた対策・支援となっているが，この表現では在来知を前面に押し出し

ている印象を受けた。新しい技術やイノベーション、それに加えて在来知も活用しながらなど、在来知以外のものも活用する姿勢を見せられる文章表現にできるとよいのではないか。

<事務局> 在来知を前面にするのではなく、主となるのは、その次の項目のイノベーションなどの在来知以外の部分ということか。

<谷口委員> そうである。事務局は在来知を主と捉えていないと理解しているが、この文章表現ではそう読めてしまうので、少し表現を変えてはどうかと思った。

<山田委員> 69 ページの右の段、「環境影響評価を適切に運用し、開発行為や環境負荷を低減するような取組」は、ルールに基づいていけば事業者もそれに従うが、ニュースにもなった丸森で計画されている太陽光発電は、建設していて規模もそれなりに大きい。こういった、ルール上、例えば 20ha に満たないような案件が複数出てきたときの調整をどうしていくのか。この文言だけでは読み取れず、そういった意識もされていなかったと思うが、ルールどおりにやってもそれだけで大丈夫なのかという心配が県民側にあると感じるので、そのような案件が複数発生した場合、どのように対応できるのかというところも含めて書いておけば、この計画も期待されるのではないか。

<吉岡座長> 基準値ギリギリのラインをすり抜けようとするものに対して、県としてどう対応するのか、あくまでも線引きで対応するのかについて、ここで明確に書くのか、もう少し幅広に考えられるようにしてはどうか、という御意見だと思う。

<山田委員> 上の文言修正のところ、環境アセスメントなどに引っかけからなくても、規模が大きく環境に影響が大きい事業等については配慮を求めるような指導ができるようなことがそれに含まれているのであれば、非常にありがたいと思った。

<事務局> なかなか難しいところである。法に基づいて環境アセスメントを行うが、大体のところでは、当県でも条例を持っており、市町村レベルでも条例あるいはガイドライン等で、大規模な自然破壊につながるものを阻止しようとする動きはあるが、法律上や条例上で一律に強制できるような状況にはない。

<山田委員> 基本計画なので、事業者に対して目を向けている、チェックしているという姿勢を計画の中で示すだけで、県民にとって安心できる計画になるのではないか。どういうふうに文言を修正するかまでは分からないが、そういった意識を持って再度検討していただきたい。

<事務局> 追記した「対象地を所管する市町村と連携や情報共有を図りながら取組を推進していく」という部分に込められてはいるが、どのように記載できるか検討したい。

<山田委員> 座長はじめ事務局に一任するので、何か期待ができる表現があればお願いしたい。

<事務局> 「規模が大きく環境に与える影響が大きい事業等については」ということで書いているが、69 ページの右側の白丸3つ目、ガイドラインについて書いているところ、今年の4月に策定されたガイドラインだが、環境アセスメントの規模に満たない小さな太陽光発電であっても、事業者に

継続して求めていくことを実際にやっているの、規模の小さいものもこういったもので対応していく、ということをつかる表現にしたいと思う。

<吉岡座長> 逆にここで、20ha などの数字をあえて明確に書かなくても大丈夫ではないかという御意見にも聞こえる。「a 環境配慮基本協定の締結」に、「ガイドラインに基づき事業者（20ha 以上）」などと書いてあるが、括弧の中の部分はなくてもよいのではないかと、いうところだと思う。「b 大規模開発行為への指導」についても、「20ha 以上の土地の形質の変更を伴う」とあるが、数値をあえて書く必要があるのか御検討いただきたい。それがなくなるだけでも、山田委員が言ったような、小規模なものでもきちんと配慮していくという県の方針とそぐわないことはないのではないかと。ほかとの調整もあるので、事務局と座長の方で最終的に御提案させていただきたい。ほか、いかがか。青木委員どうぞ。

<青木委員> それに関連して、パブリックコメントの中に、69 ページの右側の白丸 3 つ目、「太陽光発電施設についてはガイドライン等に」というところで、太陽光発電だけはガイドラインがあるが、「石炭火力やバイオ火力などについても、県としてガイドラインを広げていったらよいのではないか」という意見があった。私もそれに賛成で、既にあるガイドラインはよいが、それ以外にもいろいろな新しいものが出てきて、それが環境に対して正しいことでよいことばかりでなく、ネガティブな影響が出てくるものもあるので、そういうことを将来的に想定して、ある程度の歯止めをかけるような何らかの言葉があるとよいと思った。それについては環境審議会でも話題に上がり、そのときに、県としては国の決めた環境アセスメントの基準以下であってもそれなりの対応を考えているということを書いていたので、そこを含めて、ここから先のいろいろなことを考え得るものに対して何らかの歯止めをかけられるようなものがあればよいと思う。文章として書くのは難しいかもしれないが、できれば入れていただきたい。

<事務局> ここには太陽光のガイドラインしか書いていないが、風力でも問題が出てきており、山林に手をかけて太陽光を設置しようとする、それが気候変動で、土砂災害に影響するようなことがあるなど、いたちごっこというか、気候変動がそういったものを許さなくしているという状況もある。多角的に見ていかないと、このエネルギーが一番よいというものはないので、どこまで自然環境を重んじて、監視の目を鋭くして、効果的にこういった事業を見届けるかということは県としても責務と感じている。

<吉岡座長> 総合的な影響が出ている環境問題に関して、一個一個の切り口で整理をかけなければいけない部分と推進しなければいけない部分の綱引きの中で、どういうふうに表示するかは永遠に続く宿題とは思いますが、きちんと配慮していることを表現できるようなことを盛り込んでいきたい。ほか、いかがか。陶山委員、どうか。

<陶山委員> 冒頭であった、温暖化とエネルギー消費についての話は全くそのとおりだと思う。そのほかの部分は、本当によくできていると思う。小さなことだが、ほとんどのところで二酸化炭素とある中、どこかにCO₂の表記が残っていた。あとは、3ページの図2について、これは「図」でよいのかと思ったくらいで、中身に関してはよくできており、指摘部分はほとんどない。

<吉岡座長> 最初の方では森林関係などで陶山委員からしっかりした御意見を頂いていたので、そのところはきちんと対応いただけたということだと思う。用語等については、最後に整理するときには統一感を忘れないようにしていただきたい。地域循環共生圏の概念図については、これは環境省から出ている図だが、バージョンアップしたものが出ていなかったか。確認いただき、可能な限り最新なものを反映いただきたい。ほかにないようなので、頂いた御意見は事務局で調整の上、座長に一任いただいて、最後に確定させていただきたい。どのように確定させたかについては委員の先生方に御報告をさせていただく。この後、第5回の専門委員会では管理指標について扱うが、他の計画もこのタイミングで出てきているので、その辺と調整したところで基本計画に関する管理指標を御議論いただくことになる。

(3) その他

<吉岡座長> その他の事項について、委員の先生から何かあるか。

<陶山委員> 今回資料4-2として示されたのは本編だけだが、前のものを見ると資料編が付いている。今回も作成するのか。

<事務局> 別にお示しする。

<吉岡座長> 委員の先生からはほかにないようだが、事務局から何かあるか。

<事務局> 11月24日に環境審議会を予定しており、そこで計画の最終案を諮ることとなる。本日頂いた意見を基に最終案を調整するので、形が整ったら御報告させていただく。資料編については、用語集も含めて1月の第5回の専門委員会で諮りたいと考えている。第5回の日程については、改めてお伺いして調整する。

4 閉会(司会)